

尾瀬ガイド協会規約

(名称)

第1条 本会は、名称を「尾瀬ガイド協会」（以下「協会」とする）とする。

(目的)

第2条 協会は、尾瀬国立公園区域特有の自然の保護と適正な利用をはかりながら、環境教育とエコツアーリズムを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 認定ガイド制度の検討、決定、運営
- (2) ガイドの認定にかかる事業
- (3) 認定ガイド制度の広報にかかる事業
- (4) その他認定ガイド制度の推進に必要な事業

(支部、構成団体)

第4条 協会は、福島県、群馬県、新潟県に支部を設置する。

2 支部を構成する団体は、次の各号に該当するものでなければならない

- (1) 会員3名以上で構成すること
- (2) 協会からの事務連絡を所属会員に伝達できること
- (3) 年会費の徴収を代行できること

3 団体は、構成要件である3名以上の会員を欠く場合は、速やかに会員を受け入れ構成要件を満たさなければならない。ただし、1年以上にわたって構成要件を満たすことのできない団体は、他団体との合併または尾瀬ガイド協会構成団体からの退会を求めるものとする。

4 新たに団体を設立する場合は、第2項各号に該当する上、支部総会で承認を得なければならない。

(会員)

第5条 協会は、認定されたガイドを会員とする。

2 会員は、年会費を納めなければならない。

3 会員は、いずれかの構成団体に所属した上で、その団体が属する支部に所属しなければならない。

4 会員が正当な理由をもって休会しようとする場合は、次の各号による。

- (1) 認定証を添えて所定の休会届を協会の事務局に提出する。
- (2) 休会の期間が3年を超える場合には、その時点において延長の届け出をするものとする。この場合、延長は1年ごとに行うものとする。
- (3) 休会者については、年会費の納入を免除する。ただし、年度途中で休会した場合で当該年度の年会費を納入済みの場合、納入した年会費は返還しない。
- (4) 休会期間があっても認定期間は延長しない。

- 5 休会した会員の復会については、次の各号による。
 - (1) 認定期間内の場合は、所定の復会届を事務局に提出する。この場合は、復会した年度から年会費を納入しなければならない。
 - (2) 認定期間が切れている場合は、復会した年度に限り年会費の納入を免除する。この場合は、当該年度内に認定資格の更新要件を満たさなければならない。
- 6 会員は、退会する場合は、所定の退会届を協会の事務局に提出するとともに、認定証を返納しなければならない。年会費納入後にその年度途中で退会した場合、年会費は返還しない。
- 7 会員は、住所や連絡先に変更があった場合は、速やかに所定の個人情報変更届によってその事実を協会の事務局に通知しなければならない。
- 8 会員は、所属団体を異動する場合は速やかに所定の所属団体異動届によってその事実を協会の事務局に通知しなければならない。
- 9 会員に尾瀬認定ガイド制度の信用を失墜させるような言動が認められた場合、ならびに3年以上会費の滞納があった場合は、理事会で審議の上、処分するものとする。
- 10 会員は、3年毎に認定資格の更新を必要とする。
- 11 第9項の処分にあたり、別に罰則を定めることができる。

(役員)

第6条 協会には以下の役員を置くことができる。

- (1) 理事 19名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事は、別表に掲げる者をもってあてる。
- 3 監事は、各支部の役員から選任する。
- 4 理事の中から互選により会長を1名、副会長を2名、専務理事を1名置く。
- 5 会長は協会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。
- 7 専務理事は事務を総括する。
- 8 監事は、会計を監査する。
- 9 役員に欠員が生じたときは、その後任者をもってあてる。
- 10 必要に応じ、顧問を置くことができる。

(任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠された役員任期は、前任者の在任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了した場合でも、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(理事会)

第8条 理事会は理事および監事をもって構成する。

2 理事会は会長が招集し、議長は会長があたる。

3 会長は、専門的知見等を有する者の意見を聴取する事が必要であると認める場合、理事会に構成員以外の者を出席させることができる。

4 理事会は第3条各号に規定された事業を行うため、次の事項を議決する。

(1) 事業計画、予算および決算に関する事項

(2) 組織および協会の運営に関する事項

(3) 事業の執行に関する事項

(4) その他協会の運営に必要な事項

5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決するものとする。

(書面表決等)

第9条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 会長は、軽易な事項等については、理事に対し、書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決を求め、その表決をもって理事会の議決に代えることができる。

(委員会等)

第10条 協会は、第3条の事業を遂行するため、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、会員のほか、専門的知見等を有する者で構成する。

3 委員会は、委員会で検討した内容について会長に報告しなければならない。

4 委員会は、委員の他に業務を実施する責任者及び補助者を指定することができる。

(事務局)

第11条 協会の事務局は、専務理事が所属する団体の所在地に置く。

(雑則)

第12条 この規約に規定する事項のほか、協会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規約は、平成20年5月20日から施行する。

この規約は、平成21年4月23日から施行する。

この規約は、平成22年4月26日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

この規約は、平成24年12月10日から施行する。

この規約は、平成25年8月21日から施行する。

この規約は、平成25年11月27日から施行する。

この規約は、平成27年1月19日から施行する。

この規約は、平成27年4月28日から施行する。

(別表)

尾瀬ガイド協会理事構成員一覧

所属名・役職名
尾瀬ガイド協会各支部長
尾瀬ガイド協会各副支部長
福島県生活環境部自然保護課長
群馬県環境森林部自然環境課尾瀬保全推進室長
新潟県県民生活・環境部環境企画課長
南会津町環境水道課長
檜枝岐村企画観光課長
片品村むらづくり観光課長
魚沼市商工観光課長
片品村観光協会事務局長
福島県自然保護協会長
公益財団法人尾瀬保護財団事務局長